

監査結果（包括外部監査）に係る措置通知書

建設局（財政局）	（令和3年度）
監査結果 （指摘事項）	改善措置
<p>【指摘 2】 契約書の記載事項について</p> <p>上述のとおり、市は工事請負仮契約書を令和2年8月7日付で締結している。</p> <p>当該契約書のひな型において、以下記載が含まれている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>『工事について、仙台市（以下「発注者という」と、消費税及び地方消費税に係る【課・免】税業者_____（以下「受注者」という）は、各々の対等な立場における合意に基づいて、上記記載事項及び次の条項により公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。』</p> </div> <p>当該記載は、市において消費税を負担するかどうかを合わせて確認するとともに、受注者の課税関係を明確にするものであるが、市で保有してある契約書においては課税事業者・免税事業者の区別及び受注者名の記載がなされておらず、上記のように空欄のままとなっていた。</p> <p>その理由としては、当該契約の受注者が複数の法人による建設共同体であったことから、市の手続上は、それぞれの個別の受託者から「届出書」を受け取り、課税・免税を確認すれば足りると判断し、受注者に対し契約書と併せて配布する記入例において、課（免）税業者欄に記載しないよう契約担当課が求めていたことによる。しかしながら、契約書に空欄がある場合は、対外的な法律関係が不明確になる可能性があるため、空白は設けるべきではない。</p> <p>市で使用している標準の契約書のひな型が当てはまらない場合であっても、不測の損害をもたらさないよう契約書の記載事項に関しては厳密に運用すべきである。</p>	<p>契約における制度所管課である財政局契約課で、建設共同企業体と工事請負契約締結の際、使用する契約書の課税事業者・免税事業者の区別及び受注者名の記載について空欄としていたが、受注者名については必ず記載することとし、契約締結の際は複数人により記載事項の確認を徹底することとした。</p> <p>なお、建設共同企業体の取扱いにおいて、構成員が個別に提出する「届出書」により課税・免税事業者の確認を行い、契約書の課（免）税業者欄は削除することとした。</p>